平成２２年（フ）第３６１５号
茨城県北茨城市磯原町磯原２丁目177番地
破産者　有限会社中川書店
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６１６号
東京都清瀬市竹丘１丁目11－１－502
破産者　和泉登志夫
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６２１号
東京都練馬区関町北４丁目32番33号
破産者　株式会社ウェルテル
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６２２号
兵庫県丹波市柏原町上小倉520、開始決定時の住所東京都練馬区関町北４丁目31－20－103
破産者　常岡　茂樹
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６７２号
群馬県前橋市南町１丁目22番18号
破産者　群馬地質開発株式会社
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６７３号
群馬県安中市磯部２丁目12－５
破産者　金田　謙司
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４１４号
東京都墨田区立花６丁目18－３
破産者　守屋　文男
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６８７号
東京都大田区南馬込３丁目５－８　エアデハウスＣ棟１号
破産者　横関　保司
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６９４号
東京都江東区大島４丁目17－25－804
破産者　小坂　新吉
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６９５号
東京都三鷹市上連雀６丁目25－10－101
破産者　戸倉　是和
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９０８号
東京都武蔵野市中町３丁目19－８
破産者　佐藤　成将
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９０９号
東京都練馬区富士見台４丁目６－８－603
破産者　中山　真祐
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９１０号
東京都杉並区下高井戸３丁目11－10　第二桜水荘101
破産者　金子　広宣
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９１１号
東京都小平市栄町２丁目33－14－405
破産者　葛山　晴子
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９１２号
東京都荒川区荒川５丁目50－17－205　牟田真理方、住民票上の住所東京都荒川区東尾久１丁目７－１
破産者　小山　勇太
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９１５号
東京都町田市忠生２丁目２－６－211
破産者　水野　勇喜
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９１６号
東京都日野市東平山１丁目７－13－2041
破産者　高木　宏晋
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９１７号
東京都西東京市西原町４丁目５－37－６－706
破産者　新谷ゆき子
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０１０号
東京都世田谷区羽根木１丁目８－１－304
破産者　小泉　義隆
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０８５号
東京都江戸川区一之江３丁目27－11
破産者　小堀由紀子（旧姓米澤）
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０９２号
東京都新宿区新宿１丁目18－５　反町方
破産者　吉田　輝己
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０９５号
東京都小金井市貫井南町２丁目15－24－205
破産者　西本　雅彦
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部